

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県北茨城市長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法等の指定及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、対象者の認定業務、支給要件確認業務、申請受理、進達事務、児童扶養手当情報の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務において取り扱う。 ①申請書や届出書の確認 ②支給要件に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会 ④転入前の児童扶養手当台帳情報照会 ⑤児童扶養手当情報の照会 ⑥申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能での受領 ⑦処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知 ⑧公金受取口座情報に関する事務
③システムの名称	児童扶養手当システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請・届出サービス、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

児童扶養手当情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項、別表の56項、135項、第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第2条第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁第10号)第2条第23号
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項、及び第83条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

—	
---	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子育て支援課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て支援課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人未満 (任意実施) <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人以上 <input type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上 <input type="checkbox"/> 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生あり <input type="checkbox"/> 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<p>基礎項目評価の実施が義務付けられる</p>

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う際は、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	特定個人情報を扱うシステムのアクセスは、ユーザー認証、アクセス権限の登録、削除をするほか、アクセスログを記録し、書類保管庫への施錠をするなど、目的外の入手が行われるリスクの対策を施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月26日	I 関連情報、5評価実施機関における担当部署、①部署	市民福祉部 社会福祉課	市民福祉部 子育て支援課	事後	組織変更
平成28年4月26日	I 関連情報、7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	社会福祉課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111	子育て支援課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111	事後	組織変更
平成28年4月26日	I 関連情報、8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	社会福祉課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111	子育て支援課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111	事後	組織変更
平成29年5月31日	I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一 第37項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 第1、2、3、4、5、6の各号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一 第37項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条	事後	法令上根拠修正
平成29年5月31日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第13、16、26、30、47、64、65、87、116の各号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条 第1、3の各号、第19条 第1号、第35条 第2号、第36条 第1、2の各号、第44条 第1号 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第57項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条 第1、2、3、4、5、6の各号	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第13、16、26、30、47、64、65、87、116の各号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12、19、26の2、35、36、44の各条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第57項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条	事後	法令上根拠修正
平成29年5月31日	II しいき値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成28年8月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	II しいき値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年4月27日	II しいき値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成28年8月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	時点修正
平成30年4月27日	II しいき値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	II しいき値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月9日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月26日	Ⅱしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報、1特定個人情報を取り扱う事務、②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等 	<p>児童扶養手当法等の指定及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、対象者の認定業務、支給要件確認業務、申請受理、進達事務、児童扶養手当情報の照会業務を行う。特定個人情報ファイルは以下の事務において取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①申請書や届出書の確認 ②支給要件に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会 ④転入前の児童扶養手当台帳情報照会 ⑤児童扶養手当情報の照会 ⑥申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能での受領 ⑦処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知 	事後	事務の概要修正
令和3年9月1日	I 関連情報、1特定個人情報を取り扱う事務、③システムの名称	児童扶養手当システム、統合宛名システム、中間サーバー	児童扶養手当システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請・届出サービス	事後	システムの名称修正
令和3年9月1日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 第13、16、26、30、47、64、65、87、116の各項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12、19、26の2、35、36、44の各条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 第57項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 第13、16、26、30、47、64、65、87、116の各項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10の3、12、19、26の2、35、36、44、59の2の各条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 第57項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条 	事後	法令上根拠修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成31年1月9日時点	令和3年1月27日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日	I 関連情報、1特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要	<p>児童扶養手当法等の指定及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、対象者の認定業務、支給要件確認業務、申請受理、進達事務、児童扶養手当情報の照会業務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の事務において取り扱う。</p> <p>①申請書や届出書の確認 ②支給要件に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会 ④転入前の児童扶養手当台帳情報照会 ⑤児童扶養手当情報の照会 ⑥申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能での受領 ⑦処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知</p>	<p>児童扶養手当法等の指定及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、対象者の認定業務、支給要件確認業務、申請受理、進達事務、児童扶養手当情報の照会業務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の事務において取り扱う。</p> <p>①申請書や届出書の確認 ②支給要件に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会 ④転入前の児童扶養手当台帳情報照会 ⑤児童扶養手当情報の照会 ⑥申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能での受領 ⑦処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知 ⑧公金受取口座情報に関する事務</p>	事後	事務の概要追加
令和5年2月3日	I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第37項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表第一 第37項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第2条第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁第10号)第2条第15号</p>	事後	個人番号の利用の根拠追加
令和5年2月3日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	令和3年1月27日時点	令和5年1月25日時点	事後	時点修正
令和5年2月3日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年6月1日	I 関連情報、1特定個人情報を取り扱う事務、③システムの名称	児童扶養手当システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請・届出サービス	児童扶養手当システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請・届出サービス、申請管理システム	事前	システムの追加
令和5年6月1日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	令和5年1月25日時点	令和7年9月1日時点	事後	時点修正
令和7年9月1日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	時点修正
令和7年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一 第37項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第2条第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁第10号)第2条第15号 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項、別表の56項、135項、第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第2条第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁第10号)第2条第23号 	事後	個人番号の利用の根拠修正・追加
令和7年10月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二 第26、30、87、106、121の各項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19、44、53、の各条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二 第74、75の各項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項、及び第83条 	事後	情報提供、情報照会の根拠修正・追加
令和7年9月1日	IVリスク対策 8 人手を介在させる作業	右記を追加	2 十分である 特定個人情報を取り扱う際は、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクの対策は十分であると考えられる。	事後	新様式による追加
令和7年10月31日	IVリスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	右記を追加	1 目的外の入手が行われるリスクへの対策 特定個人情報を扱うシステムのアクセスは、ユーザー認証、アクセス権限の登録、削除をするほか、アクセスログを記録し、書類保管庫への施錠をするなど、目的外の入手が行われるリスクの対策を施している。	事後	新様式による追加